

岩手県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成27年岩手県告示第679号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和2年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市内全域
- 2 実施した期間 平成27年7月1日から令和2年3月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（写真地図作成）